

令和7年度第1回訪問介護支援事業者集団指導次第

- 1 日 時 令和7年6月6日(金) 15時00分～16時00分
- 2 会 場 グリーンホール 1階ホール（板橋区栄町36-1）
- 3 議 題
 - (1) 療養相談室 R6 年度実績報告・アンケート調査のお願い 〈資料：無〉
(板橋区医師会在宅医療センター療養相談室)
 - (2) 防災メール、いたばし防災＋ポータル・アプリの登録について 〈資料：無〉
(防災危機管理課危機管理係)
 - (3) 講師派遣型ゲートキーパー研修について 〈資料：有〉
(健康推進課こころといのちの係)
 - (4) ハイライフいたばし入会案内 〈資料：有〉
(板橋区産業振興公社ハイライフ事業グループ)
 - (5) 令和7年度板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業について 〈資料：有〉
(介護保険課管理相談係)
 - (6) 令和7年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業の実施について 〈資料：有〉
(生活支援課自立支援係)
 - (7) ・令和7年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について 〈資料：有〉
・経過措置期間が終了した事項について 〈資料：有〉
・医療情報突合・縦覧点検について 〈資料：有〉
・事故報告書の実績について 〈資料：有〉
(介護保険課指導係)
- 4 資料のみ
 - (1) 区ホームページにおける「高齢者救急医療情報キット（命のバトン）」作り方の掲載について (長寿社会推進課高齢者相談係)
 - (2) あんしん認知症ガイド（認知症ケアパス）、GPS（探せるナビ）チラシ、認知症の方を介護する家族のための交流会チラシ、本人ミーティングチラシ、初期集中支援事業チラシ (おとしより保健福祉センター 認知症施策推進係)
 - (3) 郵便等による不在者投票ができます (選挙管理委員会事務局)

留意事項

ご質問につきましては、受付にある所定の用紙に内容等をご記入のうえ受付にご提出ください。
また、後日提出される場合は介護保険課指導係の窓口にご持参いただくか、電子メール、FAX、郵便でお送りください。内容を確認のうえ、担当する所管より回答させていただきます。

介護保険課指導係

電 話:03-3579-2386

E-mail:ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

出張

ゲートキーパー研修

＼ 無料で講師を派遣します！ ＼



身近な人の自殺防止のため、ゲートキーパーが注目されています。

悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々が
ゲートキーパーとして活動することが必要です。

板橋区ではゲートキーパーを増やすため、
出張して「ゲートキーパー研修」を開催します。

身近な人の変化に気づいて、うまく寄り添えるようになるための
心得を身に付けてみませんか？

ゲートキーパーとは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な
対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に
つなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の
門番」とも位置付けられる人のことです。



ご 利 用 条 件

- ▶ 板橋区在住、在勤、在学の方が含まれている当日**5名以上**参加できるグループ・団体
- ▶ 実施日時: 年末年始を除く日 / 午前**9時**～午後**9時**
- ▶ 研修時間: **2～3時間**
- ▶ 会場の確保や設営はグループ・団体でお願いいたします。
- ★ 申込状況によっては希望にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

研 修 内 容

- 自殺の現状と背景
- ゲートキーパーの役割
- 悩んでいる人への対応方法 など

内容について、ご要望も伺います。ご相談ください。

申込・問い合わせ先

板橋区役所健康生きがい部健康推進課ころといのちの係
TEL: 03-3579-2329 MAIL: ki-inochi@city.itabashi.tokyo.jp

自殺の背景と予防



▶ 自殺は、その多くが心理的に 追い込まれた末の死です。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には社会的要因などの様々な事柄が複雑に関係していて心理的に追い込まれた末の死といえます。自殺する人の多くが、直前にはうつ病やアルコール依存症など、心の健康度が低下した状態になっていると言われています。

▶ 自殺は防ぐことができる 社会的な問題とされています。

“社会による適切な介入や自殺に至る前の適切な治療などの努力で避けることができる死である”という認識のもと、世界各国で自殺対策が講じられています。そして、死にたいと考えている人も「生きたい」という気持ちの間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多いです。



自殺予防の十箇条

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。
是非、早い段階で専門家に診てもらいましょう。

- ① うつ病の症状に気をつけよう
(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く)
- ② 原因不明の身体の不調が長引く
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるもの(職、地位、家族、財産)を失う
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

参考:厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」



こころもからだも良好な状態を保ち続けるために、
自分の状態に意識を向けましょう。
あなたの悩みに耳を傾けてくれる相談窓口があります。

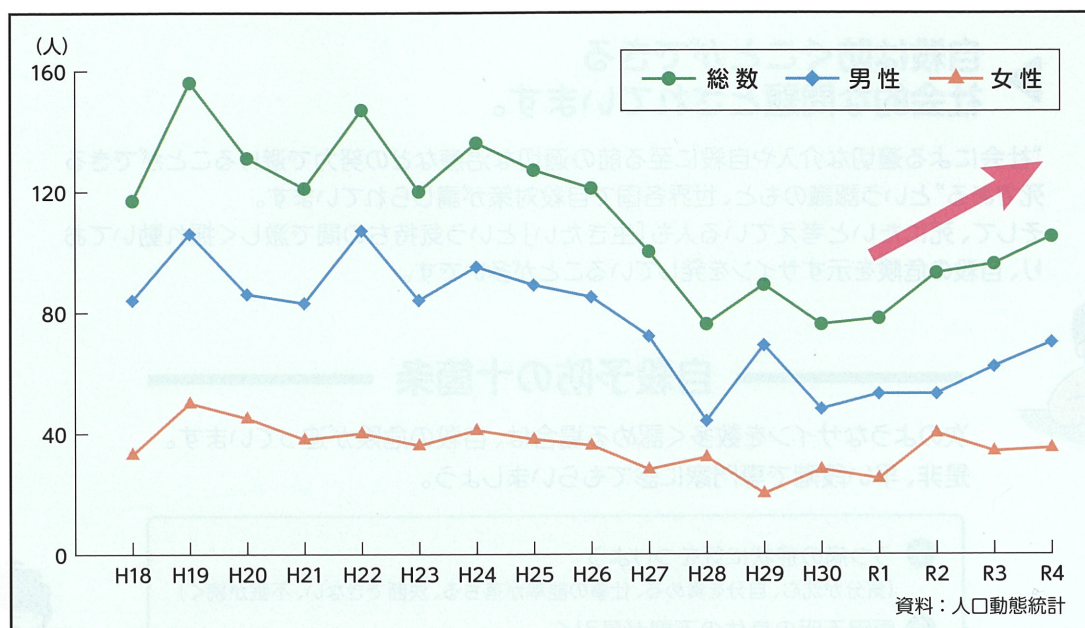
こころと生活の相談窓口



板橋区の自殺の現状

板橋区の自殺者数は、平成19(2007)年の156人をピークに、平成28(2016)年には76人まで減少しましたが、令和元(2019)年から4年連続で増加しています。国や都も近年自殺者が増加傾向にあります。自殺未遂者は自殺者の20倍といわれています。自殺は決して他人事ではありません。

板橋区の男女別の自殺者数の年次推移



板橋区の年齢階級別死因 令和4(2022)年

年 代	第 1 位	第 2 位	第 3 位
10歳未満	不慮の事故	悪性新生物	—
10 - 19	自 殺 ・ 不 慮 の 事 故		悪性新生物
20 - 29	自 殺	心 疾 患 ・ 不 慮 の 事 故	
30 - 39	自 殺	悪性新生物	肝 疾 患
40 - 49	悪性新生物	自 殺	心疾患・脳血管疾患
50 - 59	悪性新生物	心 疾 患	自 殺
60 - 69	悪性新生物	心 疾 患	肝 疾 患
70 - 79	悪性新生物	心 疾 患	脳血管疾患
80歳以上	悪性新生物	老 衰	脳血管疾患

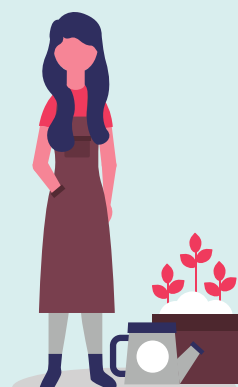
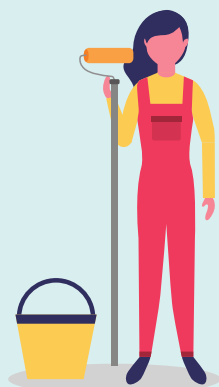
10歳代から50歳代までの死因は、自殺が上位を占めています。

これは毎年同じ傾向にあります。

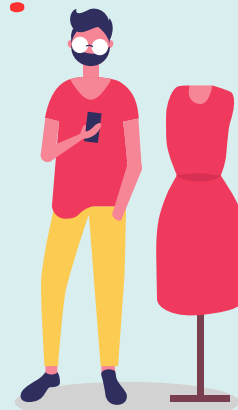
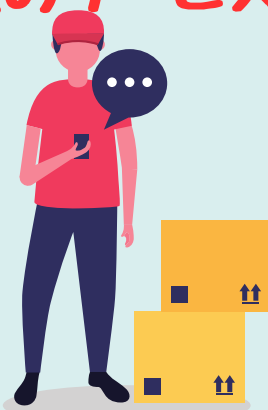
会社・工場・商店などで働くみなさまの福利厚生を
お手伝いします！！

ハイレイフいたばし

会員大募集！！



充実のサービス！！



余暇活動

旅行
レジャー
イベント等

生活安定

給付金
割引あっせん

健康増進

健康診断
人間ドック等

(公財) 板橋区産業振興公社
ハイレイフいたばしサービスセンター
〒173-0004 板橋区板橋1-55-16

☎ 03-5375-8102

E-mail highlife-sc@itabashi-sangyo.jp



／ LINE公式アカウント
＼



／ ホームページ
＼

- 板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主
- 板橋区内在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

入会金・会費

○入会金 200円
○月額会費 500円

魅力的なサービスメニュー

旅行・レジャー



- ◇宿泊施設利用補助
1泊 3,000円補助 5泊まで
- ◇東京ディズニーリゾート補助券
1枚1,000円補助 4枚まで
- ◇アソビュー（レジャー施設予約サイト）
1クーポンコード 1,000円補助 2コードまで
- ◇スパリゾートハワイアンズ入場券
大人3,570円が500円 30枚まで
- ◇レジャー施設補助券 15枚まで
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰り温泉施設等補助券 18枚まで
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰りバスツアー
約30%割引
名所観光、果物狩り等の体験、充実のランチなど、ボリューム満点です。
- 



給付金



祝金

- ◇結婚祝金・出生祝金 10,000円
◇就学祝金（小中学校） 5,000円
◇20歳祝金 5,000円 など
慶弔金・見舞金
◇死亡弔慰金 10,000円～100,000円
◇入院見舞金 5,000円～20,000円 など

あっせん

- ◇商品券、プリペイドカードの割引
◇映画、観劇、コンサート、美術館
スポーツ観戦チケット等の割引



- ◇日曜健康診断
基本検査のほか、胃X線、大腸がん検査
等が割引で利用できます。

人間ドック



- ◇人間ドック（15,000円補助）
乳腺ドック（3,000円補助）
40歳以上 年1回利用できます。
- ◇脳ドック（7,000円補助）
40歳以上2年に1回利用できます。

このほかにも、お得なサービス盛りだくさん！！

入会ご希望の事業所様（個人入会も可）

FAX 03-5375-8104

事業所名 （個人名）		入会 人数	人
住 所	〒		
電 話		事業所 ご担当者様	
ご紹介者様	会員番号（ 氏 名 電話		

ハイレイフいたばし入会キャンペーン

入会金・会費無料

キャンペーン期間2025.7.10～8.15

QUOカード1,000円分プレゼント

新規入会特典

1 入会金200円と

入会月から最大3か月分の会費が**無料**

※1件4人までの新規入会で、1人につき会費1,000円が無料（月500円×2か月）

1件5人以上の新規入会で、1人につき会費1,500円が無料（月500円×3か月）

2 さらに入会された方全員に

QUOカード1,000円分プレゼント

* 入会できる方 *

板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主

板橋区在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

* 紹介者特典 *

新規入会事業所をご紹介いただいた会員の方に、
入会いただいた会員数のQUOカード1,000円分をプレゼント
（ただし、1件5枚まで）

お問い合わせ

公益財団法人 板橋区産業振興公社

ハイレイフいたばしサービスセンター

〒173-0004 板橋区板橋1-55-16

TEL:03-5375-8102 FAX:03-5375-8104

ハイレイフいたばしLINE公式アカウント 友だち募集中！



- 板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主
- 板橋区内在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

入会金・会費

○入会金 200円
○月額会費 500円

魅力的なサービスメニュー

旅行・レジャー



- ◇宿泊施設利用補助
1泊 3,000円補助 5泊まで
- ◇東京ディズニーリゾート補助券
1枚1,000円補助 4枚まで
- ◇アソビュー（レジャー施設予約サイト）
1クーポンコード 1,000円補助 2コードまで
- ◇スパリゾートハワイアンズ入場券
大人3,570円が500円 30枚まで
- ◇レジャー施設補助券 15枚まで
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰り温泉施設等補助券 18枚まで
約25施設が割引で利用できます。
- ◇日帰りバスツアー
約30%割引
- 名所観光、果物狩り等の体験、充実のランチなど、ボリューム満点です。
- 



給付金



祝金

- ◇結婚祝金・出生祝金 10,000円
◇就学祝金（小中学校） 5,000円
◇20歳祝金 5,000円 など
慶弔金・見舞金
◇死亡弔慰金 10,000円～100,000円
◇入院見舞金 5,000円～20,000円 など

あっせん

- ◇商品券、プリペイドカードの割引
◇映画、観劇、コンサート、美術館
スポーツ観戦チケット等の割引



- ◇日曜健康診断
基本検査のほか、胃X線、大腸がん検査
等が割引で利用できます。

人間ドック



- ◇人間ドック（15,000円補助）
乳検ドック（3,000円補助）
40歳以上 年1回利用できます。
- ◇脳ドック（7,000円補助）
40歳以上2年に1回利用できます。

このほかにも、お得なサービス盛りだくさん！！

入会ご希望の事業所様（個人入会も可）

FAX 03-5375-8104

事業所名 （個人名）		入会 人数	人
住　所	〒		
電　話		事業所 ご担当者様	
ご紹介者様	会員番号（ 氏　　　　　名） 電話		

区内介護サービス事業者 様

板橋区役所介護保険課

板橋区介護サービス従事者 勤続表彰事業について（通知）

日頃より、板橋区の介護保険事業について、ご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
板橋区では、介護サービスを通して区民に貢献され、他の模範となる介護業務従事者の方に対して、表彰状の授与を行います。

記

1 趣旨

板橋区内の介護サービス事業所において、介護関係業務に精励した方に表彰状を授与し、介護関係業務に携わる方の定着を図ることを目的とします。

2 対象者（令和6年度実績）

板橋区内の介護サービス事業所において、常勤従事者として、介護サービスの向上に熱意を有し、他の模範となる介護サービスの提供に努めている方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方。

- （1） 令和6年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務（※）に、通算して10年以上従事し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。
- （2） 令和6年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務に、産休・育休・介護を理由として休職・退職し、復職を経て通算して8年以上従事している方で復職後1年以上経過し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。

※「介護関係業務」とは、以下の例のような職種の方が行う業務を指します。

例) 介護職員・訪問介護員・生活相談員・支援相談員・機能訓練指導員・介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師・看護職員・栄養士等

※ 詳細につきましては、令和7年8月頃に板橋区ホームページにて公表する予定です。

3 令和6年度事業実績

被 表 彰 者：58名

推薦のあった事業者：23事業者

4 令和7年度事業スケジュール（予定）について

令和7年 9月 被表彰候補者推薦受付開始

※推薦手続に関する案内や必要書類、表彰対象者の要件について、板橋区ホームページに掲載しますのでご確認ください。

※事業者の代表者（管理者）名で推薦書をご提出いただきます。

令和7年10月 被表彰候補者推薦受付〆切

令和7年11～12月 表彰者内定通知及び表彰式案内通知の送付

令和8年 2月 表彰式

※ 詳細の日時等は、推薦受付開始の案内時（令和7年8月頃）に、板橋区ホームページ上で詳しくお知らせする予定です。

なお、上記スケジュール（予定）は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】板橋区役所健康生きがい部介護保険課管理相談係

電話：3579-2357

最近の夏は
暑すぎて
倒れそう…



熱中症による
高齢世帯の健康被害を予防



エアコンなしで
暮らしてきたけど
限界かも？

【自宅にエアコンがない
住民税非課税等の高齢世帯向け】

エアコン購入費 を助成します！

10万円

800世帯限定

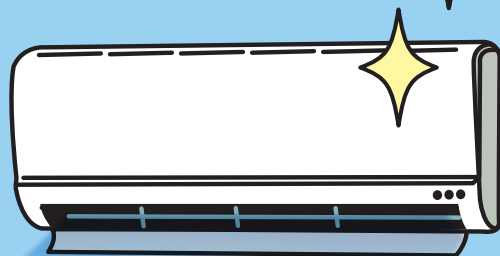
条件あり

申請にはご自宅への訪問調査が必要です **お早めにお問い合わせください** ✨

〓 申請受付中 〓

**申請書
提出期限**

2025年
10月31日 **金**



**対象
世帯**

板橋区民であって、自宅にエアコンが1台も設置されていない

(又は故障して動かない) 世帯のうち、以下①～③全てに該当する世帯が対象です

- ① 世帯員全員が65歳以上
- ② 世帯員全員が生活保護(又は中国残留邦人支援給付)を受給していない
- ③ 世帯員全員の介護保険料所得段階が1～6段階(年間保険料が89,900円以下)※

※介護保険料所得段階は介護保険料納入通知書(介護保険料決定通知書)をご確認ください

対象機器

自宅の壁・窓などに設置する**新品のエアコン**

助成上限額

100,000円 (1世帯1台1回限り)

※エアコン購入費(設置・工事費等含む)
と助成上限額の、いずれか少ない額を
助成します



助成金の申請前に、区によるご自宅への訪問調査が必要です

エアコンが未設置または冷房機能が使用不可であることを確認します

お問い合わせ・
助成の申し込み

板橋区エアコン購入費助成金コールセンター

0120-666-470

受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



裏面も
必ずご覧
ください

■板橋区の担当部署

生活支援課自立支援係 ☎ 03-3579-2455

本事業は板橋区から委託を受けアルティウスリンク株式会社が実施しています



助成について詳しくは
区ホームページへ ▶▶▶

申請前にご確認ください

● 賃貸住宅の場合
貸主(大家さん)等へエアコンの設置について了解を取っておいてください
(区営・都営住宅を除く)

● エアコンの購入時期
交付決定通知を受領後、エアコンを購入してください
交付決定前に購入すると助成対象外となります

● 他のエアコンがある場合
ご自宅に冷房機能が使用できるエアコンが1台でもあれば助成対象外です(リビングにエアコンがある場合や、二世帯住宅で子世帯の部屋にエアコンがついている場合など)

申請からエアコン購入費助成(振込)までの流れ

1

まずは
事前相談



コールセンター(☎ **0120-666-470**)
にお電話いただき、対象世帯要件の確認や、ご自宅を訪問する日時の調整を行います

2

自宅訪問・調査
申請書提出



- ① 訪問員がご自宅を訪問し、エアコンが設置されていない(又は故障して動かない)ことの確認を行います
訪問時、**自宅内の全ての部屋へ入室し、エアコンの設置状況を確認します**ので、ご了承ください
- ② 確認後、訪問員が持参した申請書をその場でご記入いただきます

申請書 提出期限：2025年**10月31日(金)** **必着**

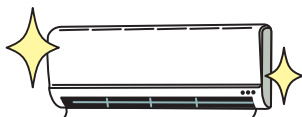
3

交付決定

申請書の記入内容を区が確認した後、ご自宅へ交付決定通知や助成金請求に必要な書類を郵送します

4

エアコン
購入・設置



新品のエアコンを購入・設置してください
※領収書や設置したことが分かる書類は保管しておいてください

5

助成金の請求

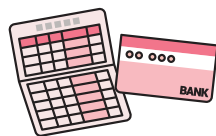


振込先口座を記入した請求書(3)の交付決定通知に同封)、振込先口座の通帳や領収書などの写しを、返信用封筒で区へ郵送してください

請求書 提出期限：2025年**12月26日(金)** **必着**

6

助成金振込



請求書等の内容を確認した後、区から申請者へ、助成金交付額確定通知を郵送するとともに、助成金を振り込みます

助成をご希望の方

板橋区エアコン購入費助成金コールセンター

☎ **0120-666-470**

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

令和7年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について

板橋区では、介護給付等対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険サービス事業者等の事業の人員、設備及び運営等、及び居宅サービス計画の内容並びに介護給付及び予防給付に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導及び監査について、実施方針を定めています。

については、令和7年度の「指導の重点項目」をお示ししますので、各事業所におかれましては内容を確認し、適切に業務が行われているか確認をお願いします。

指導の重点項目

(1) 人員基準関係

- ① 人員基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか
- ② 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか
- ③ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか

(2) 設備基準・運営基準関係

- ① 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか
- ② 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか
- ③ 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定及び職員周知し、必要な研修及び訓練が実施されるとともに、定期的に業務継続計画（感染症、非常災害）の見直しが行われているか
- ④ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、研修及び訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか
- ⑤ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか
- ⑥ サービス提供を開始するにあたり、利用申込者又はその家族に対して内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用を含む）が適切に行なわれているか
- ⑦ 居宅サービス計画または個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか
- ⑧ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を取っているか
- ⑨ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく身体拘束の廃止や人権侵害への防止に向けた取組みが行われているか
- ⑩ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取り扱いが適切に行われているか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算の要件を満たした上で、介護報酬が請求されているか。また、減算に該当した場合には、適切に介護報酬が請求されているか

特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか

(4) その他

今後、国、東京都より指導の重点項目が示された場合は、実地指導に取り入れる

指導(実地指導・集団指導)は介護サービス事業者の支援・育成、介護サービスの質の確保・向上を図る観点から実施します。実施にあたっては、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

令和7年度 第1回

板橋区介護保険サービス事業者集団指導

【経過措置期間が終了した事項について】

介護保険課指導係
実施日：令和7年6月6日

<経過措置が終了した事項>

	事項	施行時期
	重要事項のウェブサイトへの掲載	令和7年4月～
	業務継続計画未策定減算の導入	令和6年4月～ ※注1
	高齢者虐待防止の推進	令和6年4月～
	感染症対策の強化	令和6年4月～
	業務継続（BCP）に向けた取組の強化	令和6年4月～
	無資格者への認知症介護基礎研修の 受講義務付け※注2	令和6年4月～

※注1

- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援は令和7年4月施行。
- ・通所介護、地域密着型通所介護等は令和6年4月施行。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

※注2

- ・訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。

①重要事項のウェブサイトへの掲載

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要	【全サービス】
○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】 （※令和7年度から義務付け）	

◎重要事項を記載した文書を書面で掲示することに加えてウェブサイトに掲載することが義務化された。

◎ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。

※指定介護予防支援事業者は自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、ウェブサイトへの掲載を行わないこととすることもできる。ただし、ウェブサイトへの掲載を行わないとしても、書面掲示は行う必要がある。

【参照】
「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（老企第22号）
「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（老企第25号）
「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（老振発第0331003号・老老発第0331016号）

②業務継続計画未策定減算について

1.(5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
単位数	
<現行> なし	<改定後>  業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

◎令和7年4月から訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援についても減算が適用される。

◎通所介護及び地域密着型通所介護等については、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。令和7年4月以降は、業務継続計画未策定の場合や当該業務継続計画に従った必要な措置を講じていない場合には、減算の適用となる。

※「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1(令和6年3月15日)」問 165参照

③業務継続計画の策定等について

◎業務継続計画に記載が必要な項目

【感染症に係る業務継続計画】

- ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】

- ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・他施設及び地域との連携

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護施設・事業所
における業務継続 計画（BCP）作成支援に関する研修

◎研修・訓練の実施

→介護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

✓研修は、年1回以上定期的に実施、新規採用時にも実施することが望ましい。

✓研修の実施内容については記録すること。

✓訓練は、年1回以上定期的に実施し、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。

※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない。

【通所介護・地域密着型通所介護は下記の対応も可】

※自然災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

④高齢者虐待防止の推進

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
<現行> なし	<改定後>  高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◎運営規程

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」定めておかなければならない。

【記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第●条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

四 前3号に掲げる措置適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、区市町村へ報告する。

◎委員会の開催

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員に周知徹底を図らなければならない。

◎虐待防止の指針

虐待の防止のための指針を整備すること。指針には以下のような内容を盛り込むこと。

【指針内容】

- ・事業所における虐待防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待防止の推進のために必要な事項

◎研修の定期的な実施

定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時にも必ず研修を実施すること。また、研修の実施内容を記録すること。

◎担当者の設置

委員会の開催、指針の整備、研修の実施を適切に実施するための担当者を設置すること。

⑤虐待防止措置未実施減算について

◎令和6年度介護報酬改定で高齢者虐待防止措置未実施減算が新設された。令和7年度も引き続き、各サービス事業者は虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じてください。

◎高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

【参照】

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（老企第22号）

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（老企第25号）

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（令和6年3月15日）」問167

⑥感染症対策について

◎委員会の開催・設置☒

→感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員に周知徹底を図ること。

✓構成メンバーの責務・役割を明確にし、専任の感染対策を担当する者を決めておく。

✓感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ、随時開催する。

※構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

※感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

※他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない。

※同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

※感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、委員会を開催しない事も差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

◎感染症の予防及びまん延の防止のための指針

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。指針には、以下の内容を盛り込むこと。

【指針内容】

- ・平常時の対策
→事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
- ・発生時の対応
→発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ・その他
→発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

※各項目の記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

◎研修・訓練の実施

介護職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

✓研修は年1回以上定期的実施し、新規採用時にも実施することが望ましい。

✓訓練は年1回以上定期的実施すること。

✓研修及び訓練実施記録を作成すること。

※感染症の予防及びまん延の防止に係る研修については、感染症の業務継続計画のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※感染症の予防及びまん延の防止に係る訓練については、感染症の業務継続計画のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※机上訓練等、実施方法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせて実施することが適切である。

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

医療情報突合・縦覧点検について

【概要】

当区では、医療情報(医療給付実績)と介護情報(介護給付実績)との突合審査を実施しています。また、東京都国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤りの発見に努めています。

【目的】

審査・点検を通して、給付調整が必要なサービスを見つけ出し、不適正な請求分については過誤・再請求を行うことにより、介護給付の適正化を図ることを目的としています。

① 居宅療養管理指導について

【点検内容】

1人の利用者に対して、複数の医療機関や薬局が居宅療養管理指導を算定している場合や算定回数の限度を超過して請求している場合など、点検を通して請求内容に疑義があるときは事業所に通知を送付しております。

【周知事項】

医療機関や薬局同士で請求の調整を行うにあたって、場合によっては、ケアマネジャーも請求の調整に介入していただくことがございます。介護給付の適正化を図るためにも、ご協力をお願いいたします。

医師・歯科医師が居宅療養管理指導を行う場合、1人の医師及び1人の歯科医師のみが、1人の利用者について1月に2回居宅療養管理指導を算定できます。複数の医師、複数の歯科医師による算定は原則としてできませんが、主治の医師または歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導を行った場合も算定できます。ただし、制限回数である2回を超えての算定はできません。

居宅療養管理指導の算定回数制限について、サービスを提供している医療機関や薬局等に周知のほどよろしくお願いいたします。

【参考】＜居宅療養管理指導の算定回数制限例＞

※詳細は基準・告示・通知等を参照してください。

・主治の医師及び歯科医師

→1 人の利用者について、それぞれ月に2回まで算定することができる。

・薬局の薬剤師

→1 人の利用者に対して、月に 4 回まで算定することができる。

ただし、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1 週に 2 回、かつ 1 月に 8 回まで算定することができる。

・管理栄養士

→1 人の利用者について、月に 2 回まで算定することができる。

② 居宅介護支援費(計画費)について

【点検内容】

居宅介護支援費(サービス計画費)は、サービスの利用実績がある月に算定が可能のため、給付実績のない給付管理表(サービス計画)についてサービスの実施状況を点検しています。

【周知事項】

点検において疑義が生じた場合、指定居宅介護支援事業所や指定介護予防支援事業所等に通知を送り、サービスの実施状況を確認しています。通知が届いた場合は、恐れ入りますが期日までに回答を記入していただき、板橋区へ返送してください。

③ サービスを算定できる期間や回数に制限がある加算について

【点検内容】

サービスを算定できる期間や回数の制限を超えて、請求を行っているものについて点検しています。各加算の算定可能期間や回数を超えて請求を行わないよう、ご注意ください。

介護保険事業における 事故発生時の報告について

令和7年度6月 集団指導 板橋区介護保険課指導係

目次

1. 令和7年度 周知事項
2. 事故報告書の提出について
3. サービス種別別事故報告届出件数
4. 令和6年度 要介護度別事故発生件数
5. 令和6年度 事故種別件数
6. 令和6年度 事故発生場所別件数
7. 事故事例
8. 事故報告書の提出上の留意点

1. 令和7年度 周知事項

- ・事故報告書の様式について（様式第1号）

※令和3年度から周知しておりますが、未だ、旧様式で提出する事業者も散見されます。切り替えをお願いいたします。

- ・事故報告の提出方法について

個人情報の適正な取り扱いをするためにメールでの報告は廃止し、ファイルストレージシステムにて報告をしていただくこととしております。ファイルストレージシステムは「ファイルストレージシステムで報告したい旨」を介護保険課指導係あてにメールしていただき、そのアドレス宛に所定のURL等を返信する形となっています。

ファイルストレージシステム利用方法はホームページに掲載（★）しておりますのでそちらをご確認ください。

※介護保険課指導係メールアドレス：ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

※郵便での受付もしております。

★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報（介護）
> 届出・指定 > 介護保険事業者 事故報告書関係

2. 事故報告書の提出について

①報告の手順

第1報・最終報告

事故発生後、遅くとも **5日以内** に事故報告書（第1報）の項目1から6までを記載し、作成の上、郵送またはファイルストレージシステムで区に提出する。その後、事故処理が完了次第事故報告書（最終報告）の7から9までを記載し、作成の上第1報同様、郵送またはファイルストレージシステムで区に提出する。※FAX・メールでのご提出は受け付けておりません。

なお、**5日以内** に事故処理が完了している場合は事故報告書（第1報）・事故報告書（最終報告）を併用して提出可能。

②報告書の様式

様式「事故報告書 様式第1号（ホームページ掲載）」を用いる。

感染症等（新型コロナ含む）で、同案件にかかる事故で複数人の報告が必要な場合は、「事故報告書 様式2号（ホームページ掲載）」をあわせて添付すること。

なお、事業所職員が感染した場合も事故対象。様式第2号の備考欄に職員である旨を分かるように記載する。

③報告が不要な場合

☑事故による被害又は影響がきわめて微少な場合

- ・利用者に事故が起きた場合で、特段身体に異常がなく、医療機関の受診が必要ない場合
- ・医療機関を受診したが、診察又は検査のみで治療や処方の必要がない場合

☑老衰、看取り期にあり、死亡した場合

- ・老衰、看取り期により死亡した場合や警察が介入した場合については基本的には提出不要だが、下記の場合は提出が必要となる。

【1】持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

【2】サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

※詳しくは板橋区ホームページ「介護サービス事故報告書に関するQ&A」を参照してください。

★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報（介護）
> 届出・指定 > 介護保険事業者 事故報告書関係

④事故報告の範囲

→各事業者の責任や過失の有無に関わらず、下記のいずれかに該当する場合とする。

- ☑骨折、外傷、誤嚥、異食などで利用者が治療を要したもの
- ☑他者の薬の誤薬はすべて報告
- ☑離設
(医療機関受診が必要となる程の身体的影響等があった場合・警察へ届け出をした場合)
- ☑感染症、食中毒、疥癬の発生
(疥癬の場合は、複数名の感染が確認され、感染拡大の恐れがある場合)
- ☑介護サービスに起因すると思われる死亡事故
- ☑個人情報の流出、金品着服、虐待行為などが生じた場合
- ☑災害(地震・火災など)で介護サービスの提供に影響がある場合
- ☑その他、特に区から報告を求められた場合

⑤報告書の提出先

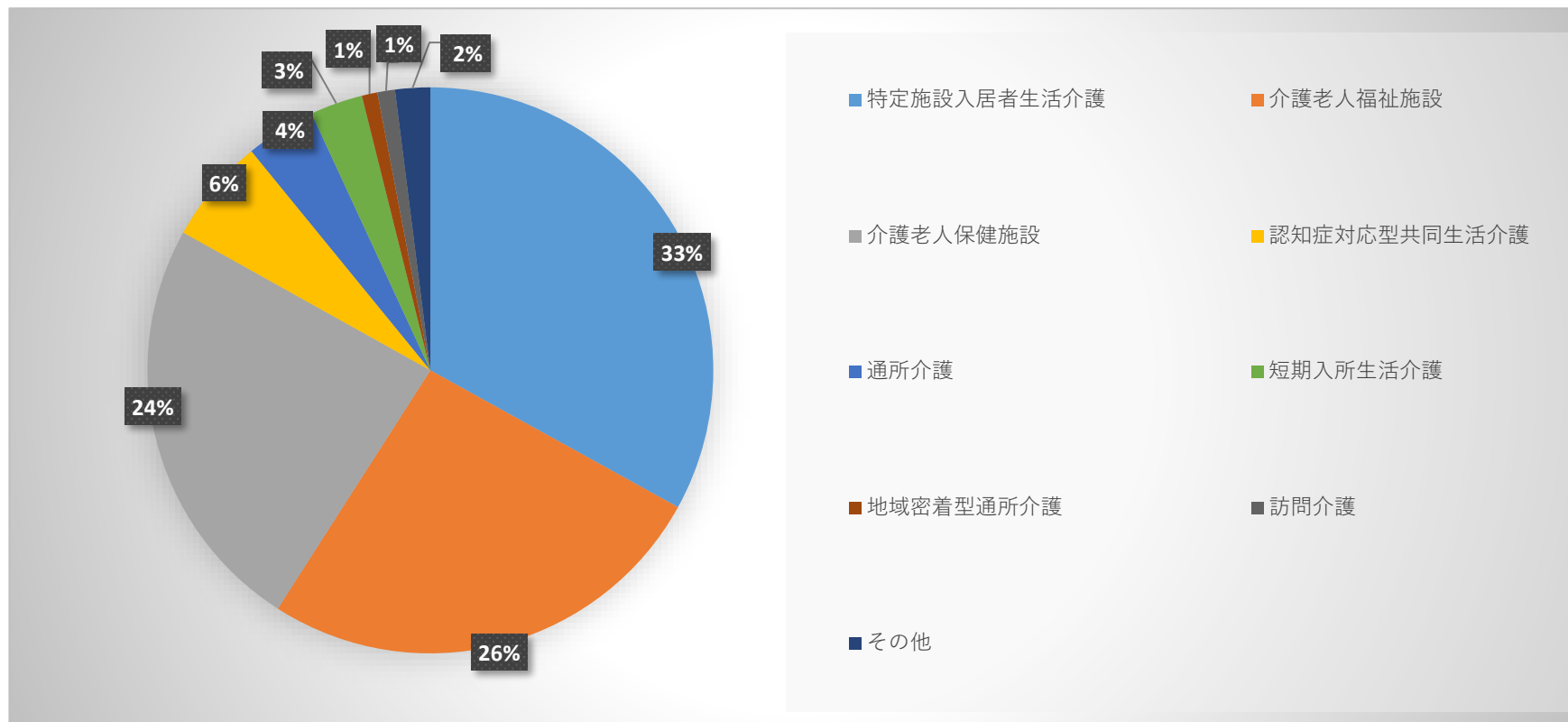
〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号
板橋区介護保険課指導係 ☎03-3579-2386
メール：ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

前述のとおり、ファイルストレージシステムまたは郵送で！

3. サービス種別別事故報告届出件数

令和6年度、区へ提出のあった事故報告件数は1714件でした。そのうち、最も届出件数が多かったサービス種別は、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）の572件で全体の33%でした。続いて、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が451件、介護老人保健施設が404件でした。

全体の1714件のうち介助中による事故は217件発生しています。



4. 令和6年度要介護度別事故発生件数

令和6年度事故件数 合計1714件のうち介護度別件数は、以下の内訳のとおりです。

要支援者

☑ 要支援1	31件
☑ 要支援2	31件

要介護者

☑ 要介護1	178件
☑ 要介護2	241件
☑ 要介護3	384件
☑ 要介護4	440件
☑ 要介護5	248件
☑ その他（事業所職員等）	161件

5. 令和6年度事故種別件数

令和6年度事故件数 合計1714件
事故種別内容は、以下の内訳のとおりです。※は特に多い事故。

☑ 転倒	512 件	※居室内での転倒事故。特にベッド脇
☑ 転落	68 件	※居室のベッドからの転落等
☑ 誤嚥・窒息	15 件	
☑ 異食	6 件	
☑ 誤薬	140 件	※食堂において職員の配薬ミス等
☑ 感染症	761 件	※新型コロナウイルス感染症、疥癬
☑ 医療処置関係	4 件	※チューブ抜去 等
☑ その他	208 件	※離設、原因不明による事故

6. 令和6年度事故発生場所別件数

令和6年度事故件数 合計1714件
事故発生場所は、以下の内訳のとおりです。

☑ 居室	618 件
☑ フロア・リビングルーム	80 件
☑ 食堂	235 件
☑ 共用トイレ	24 件
☑ 廊下	67 件
☑ 浴室	30 件
☑ 玄関ホール	2 件
☑ その他（施設内）	385 件
☑ 敷地内の建物外	6 件
☑ 敷地外	8 件
☑ 自宅	14 件
☑ 送迎中	8 件
☑ その他	237 件

7. 事故事例

～居室内での事故～

事故報告で1番多かった事故は転倒事故です。例えば、利用者のご自身のみでベッドから起き上がり、歩こうとしてベッド脇や居室内で転倒されるといったものです。

転倒事故は、居室内に限らず、多くの場所で起こりやすい事故です。床が濡れていたたり、特に雨が多い時期などは湿気で床が濡れて滑りやすくなっており、そういった事故も見受けられたので十分に注意してください。

【対応策】

★ご本人の状況について、事故防止委員会等を開催し、検討を行う。

★センサーマットを使用する。

⇒過去に職員がセンサーマットのスイッチを入れ忘れたために起きてしまった事故もありました。

★転倒緩和のため、ベッド脇にマットを敷く。

★見守りの強化を行う。

★ベッドを最低床に設定し、転落防止に努める。

～誤薬による事故～

続いて、職員の確認ミスやダブルチェックを怠ったために起きた誤薬による事故も多く見られました。特に、利用者が多く集まる食堂で、違う利用者に配薬を行ってしまう事故や、過剰に配薬をし誤って薬を飲んでしまったなどの事故が起きています。

【対応策】

- ★利用者をフルネームで呼び、必ず複数人で配薬チェックを行う。
- ★利用者本人の名前と顔の確認を徹底する。
- ★複数人の利用者が食卓に着く場合、薬を飲むまで見届けるなど。

万が一、誤薬事故が起きてしまった場合は、ご本人の体調管理の徹底を行うとともに、ご家族へもその旨情報提供を行うなどのご対応をお願いいたします。

～誤嚥・窒息での事故～

令和6年度も誤嚥・窒息での事故が多く見られました。誤嚥・窒息は死亡につながりやすい事故です。十分に注意して見守りをしてください。

【対応策】

- ★ご本人の状況について、事故防止委員会等を開催し、検討を行う。
- ★食事中的見守りを怠らない。
- ★利用者の体調に合わせた食事形態にし、ゆっくり食べてもらうよう案内する。

～個人情報流出の事故～

FAXの誤送付、他者の書類の交付、個人情報の紛失など、個人情報に関する事故も起こっています。2重チェックを行うなど、個人情報は細心の注意を払って扱ってください。また持ち出しする際も細心の注意を払ってください。

【対応策】

- ★職員同士で2重チェックをする。
- ★鍵付きの鞆に入れる。

～転落による事故～

転落事故も多く見られる事故です。ベッドから立ち上がろうとした際に滑り落ちてしまったという事例や車いすの操作中に段差につまずいて転落してしまったという事例がよく見られます。転落事故は重大なけが・病気につながる危険な事故です。十分に注意して見守りをしてください。

【対応策】

- ★ベッドにつく際、深く腰をかけてベッド中央に横になれる状態が取れているか見守り確認をする。
- ★ベッドサイドに滑り止めマットを敷く。
- ★車いすを操作するときはゆっくりと利用者のペース・タイミングに合わせて行う。

8. 事故報告書の提出上の留意点

- ①「2. 利用者情報」の保険者の欄には該当する市区町村の名前をお書きください。
- ②事故の発生から5日以内に第1報を作成し、提出してください。提出が事故発生日から6日以上経過したときは、報告遅延理由欄に遅延理由を記載してください。
- ③最終報告書は当該事故の処理が全て終了した時点でご提出ください。
- ④保険者が板橋区外の利用者の事故については、板橋区への報告と併せて、保険者である自治体にも事故報告書の提出が必要な場合があります。保険者である自治体に事故報告書の提出が必要かどうか確認の上、「6. 事故発生後の状況」の連絡した関係機関の欄にチェックと自治体名の記載をお願いいたします。
- ⑤電話での連絡は事故報告書の第1報の提出にあたりません。事故報告書はファイルストレージシステム、郵送又は窓口で提出するようお願いいたします。
- ⑥提出する前に記載事項の不備等がないか確認してからご提出ください。文章が見切れて読めない報告書も散見されます。
- ⑦介護サービス等の提供による事故が発生した場合は、事故が発生した原因の分析及び再発防止策の検討、実行を徹底してください。介護サービスの提供による事故を減らし、利用者が安全に生活できるよう努めましょう。

区ホームページにおける「高齢者救急医療情報キット(命のボタン)」 作り方の掲載について

救急医療情報キット(命のボタン)は、高齢者の方がご自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだときなどに、かかりつけの病院や緊急連絡先等の情報を筒状の容器やビニール袋の中に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員の迅速かつ適切な救急活動に活かすことができます。通称「命のボタン」とも呼ばれています。



この度、長寿社会推進課高齢者相談係において、救急医療情報キットの作り方、医療情報シート等のデータをホームページに公開いたしました。

ご多忙の中で恐縮ではございますが、ご担当されている高齢者の方々に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

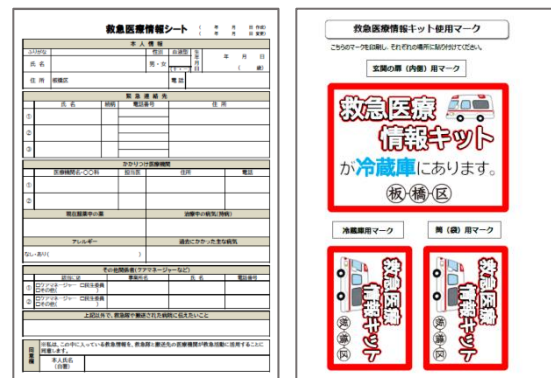
ホームページの概要

(1)内容

- ① 救急医療情報キットが役立つ場面
- ② 救急医療情報キット活用の流れ
- ③ 救急医療情報キットの作り方
- ④ 問合せ先

(2)添付ファイル

- ・救急医療情報シート(PDF)
- ・救急医療情報シート(記入例)(PDF)
- ・救急医療情報キット使用マーク(PDF)



(3)URL

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/josei/1055415.html>

上記 URL を直接入力するか、「板橋区 救急医療情報キット」で検索をお願いします。

問合せ先

板橋区役所健康生きがい部長寿社会推進課高齢者相談係

電話:03-3579-2464

※当係では、「高齢者紙おむつ等支給事業」や「高齢者理美容師派遣事業」等も担当しております。

郵便等による 不在者投票ができます

郵便等による不在者投票制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方が、その等級や要介護状態区分により、選挙の際に郵送等（郵便又は信書便）で投票ができる制度です。

事前の申請が
必要です

郵便等による不在者投票の対象者

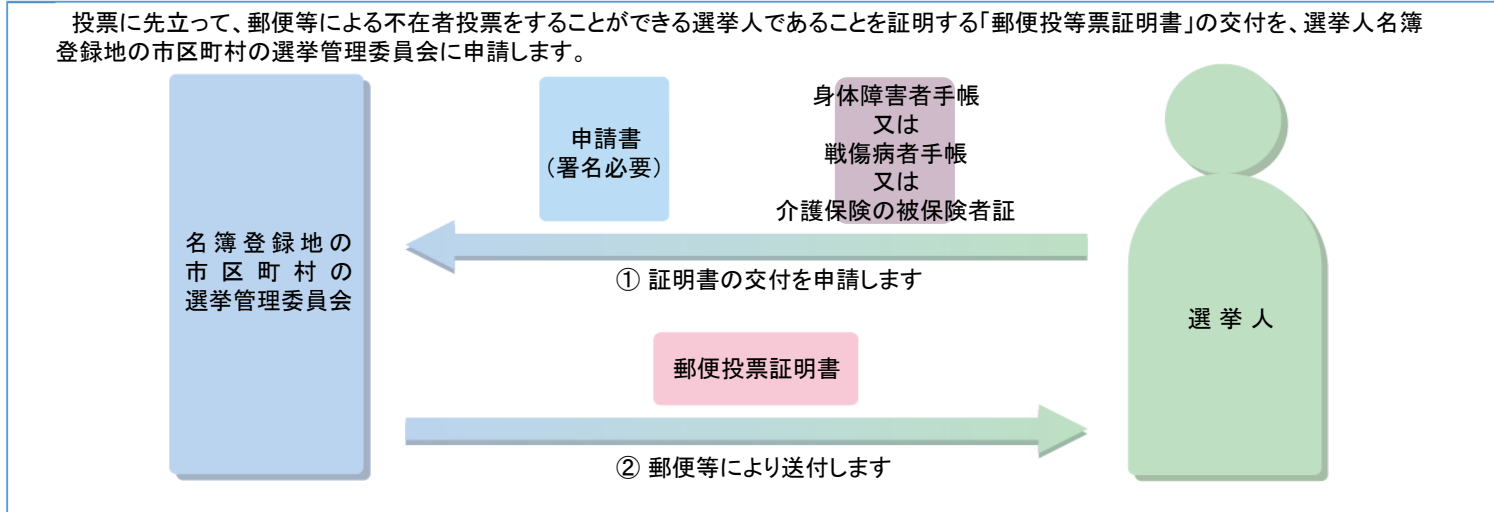
郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障 害 名	障 害 の 程 度			備 考	戦傷病者手帳	障 害 名	障 害 の 程 度				備 考	介護保険の被保険者証	要介護 状態 区分
		1 級	2 級	3 級				特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症			
	両下肢、体幹、 移動機能の障害	○	○		手帳の記載 では該当す るかどうか わからない ときは、市 区町村の選 挙管理委員 会にお問い 合わせくだ さい。		両下肢、体幹 の障害	○	○	○		手帳の記載 では該当す るかどうか わからない ときは、市 区町村の選 挙管理委員 会にお問い 合わせくだ さい。		
	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、 肝臓の障害	○	○	○	○			
免疫、 肝臓の障害	○	○	○											

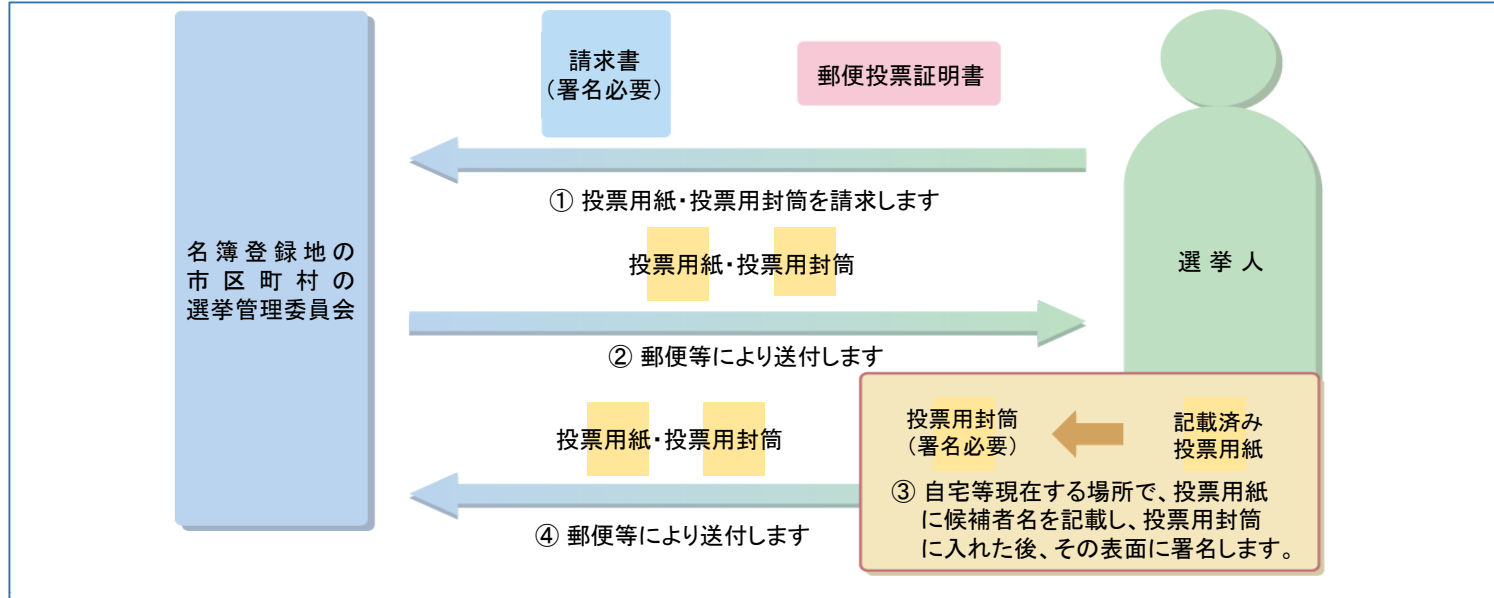
郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続きは次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請



2 投票手続



郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、次の要件のいずれかに該当する方は、事前の届出手続きにより代理記載制度を利用することができます。

- 1 身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい1級の方
 - 2 戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症までの方
- 手続き等、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

※罰則 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

問合せ先

〒173-8501
板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区選挙管理委員会
03-3579-2681